

特定非営利活動法人LED照明推進協議会（JLEDS） 憲章 解説

平成21年5月13日

JLEDS 企画運営委員会

	憲章	解説	
第1項	健全なLEDの市場への浸透を図り、地球環境問題の解決に努力します	「省エネルギー性」、「環境負荷物質を含まない」、「廃棄が容易」などの特性をもつLEDを偽りなく、かつ健全に市場展開することで、環境保護に資することです。	
第2項	公正な競争と高い視点からの協力により、より高い性能を有するLED製品、技術の開発に努力します。	社会通念と関係法令を遵守し、新たな関連法令・規格等の整備などでは、相互に協力し、個々には、発展途上であるLED照明の性能向上に対して研鑽し、その普及に対しても努力することです。	
第3項	LED製品による市場の確立を図るため、社会通念及び関係法令を遵守し、安全性や環境配慮に十分留意した製品及び技術の社会への供給を図ります	「安全性や環境配慮に十分留意した製品及び技術の社会への供給」とは、関係法令を遵守することは勿論のこと、市場供給時には電気用品安全法で対象品目にならない製品であっても、同法の技術基準を準用することにより、一般の照明光源や照明器具と同等以上の安全性を、LED照明にも確保すると共に、環境配慮することです。 環境配慮に関しては第1項の解説によります。 遵守すべき法令や規格は、別紙に示します。	別紙参照
第4項	LEDに関連する知的財産権の尊重と保護に努力します。	知的財産に関する国内外の法令を遵守し、権利の侵害に対しては、然るべき対応をおこなうことです。	
第5項	LED製品及び技術がLEDへの正しい社会認識、国民的理解につながるよう努力します。	LEDの製品及び技術の性能を正しく把握して、誤解を与えたり、誤った理解・使用がないように、使用者に正しい情報を伝えることです。	

以上

J L E D S 憲章 第3項の「解説」

準拠すべき法令及び規格について

(J L E D S 「LED照明ハンドブック」より)

1. 「LED照明ハンドブック」で記載している法令、規格の遵守の考え方

“第3章4 安全性設計～安全設計と法規”

各種照明器具を設計するにあたり、以下に詳細記載されている経済産業省主管の『電気用品安全法』、『電気設備技術基準』、総務省所管の「電気通信事業法」や(社)日本電気協会主管の「内線規定」および(財)日本規格協会発行のJ I S、および(社)日本電球工業会発行のJ E L等の法規、規格および基準を遵守することは、LED光源を使用した照明器具の最低限の設計要求事項であると同時に、以下に記載されている環境に対する配慮や安全性確保に関する内容も含めて満足することが望ましい。

素子を複数個まとめた“照らす明かり”、“見る明かり”としての照明用モジュール／照明器具や内部部品として組み込んでいる機械器具は法令上の規制を受ける。

(1) 照明に関連する法令、規格

- ①【電気用品安全法】 [電気用品安全法施行令] (電気用品安全法施行規則)
- ②【電気事業法】 [電気設備の技術基準]
- ③【電気工事士法】
- ④【内線規定】 (日本電気協会)
- ⑤【日本工業規格】 (J I S) LEDに関するもの
 - J I S C 8152 照明用白色LED測光方法 (旧 JEL311)
 - J I S C8147-2-13 LEDモジュール制御装置 (安全) の個別要求事項
 - J I S C8153 LEDモジュール制御装置性能要求事項
 - J I S C8154 照明用白色LEDモジュール安全仕様 (旧 JEL811)
 - その他
- ⑤【建築基準法】
- ⑥【消防法】
- ⑦【道路交通法】
- ⑧【航空法】
- ⑨【計量法】
- ⑩【省エネルギー法】
- ⑪【製造物責任法 (P L法)】
- ⑫団体規格
 - 【日本電球工業会規格 (J E L)】
 - 【日本照明器具工業会規格 (J I L)】

(2) 公害防止に関連する法令

環境一般

①環境基本法

②循環型社会形成推進基本法

地球環境

①地球温暖化対策の推進に関する法律

②特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律

③特定有害廃棄物等の輸出入の規制に関する法律

大気汚染、悪臭

①大気汚染防止法

②悪臭防止法

その他

(3) 消費生活に関連する法令

①消費生活製品安全法

②景品表示法（不当表示防止法）

③家庭用品品質表示法

その他

2. 法令：法律と命令

[法令の種類] 法律：国会で制定されたもの。

命令：法令のうち国、地方公共団体（都道府県，市町村）の行政機関によって制定されたもの。

政令：内閣が制定したもの。

省令：各大臣が制定したもの。内閣府令を含む。

告示：公の機関が決定事項を一般に知らせたもの。

通達：行政官庁が所管の諸機関、地方公共団体に対しある事項を通知したもの。

条例：地方公共団体の議会の決議を経て制定したもの。

規則：地方公共団体の長が発する命令

以上